

令和8年度
北谷町窓口DX推進業務
公募型プロポーザル実施要項

沖縄県北谷町

総務部情報政策課

北谷町窓口D X推進業務
公募型プロポーザル 実施要項

1 趣旨

北谷町窓口D X推進業務委託について、公募型企画提案（プロポーザル）方式により優先交渉権者等を選定するため、必要な事項を定める。

2 業務目的

町役場窓口での申請・届出手続きについては、本人情報を手続きごとに申請書へ記載することが利用者の負担となっていると同時に、申請書の内容確認やシステム入力作業など職員の負担にもつながっている。

本業務では住民異動届出や各種証明書等の交付申請を対象に住民基本台帳システムと連動した窓口D Xシステム（以下「本システム」という。）を導入することで、手続きにおける住民等の負担（書く、待つ、迷う）の軽減と職員の事務を効率化し、個人の経験や知識に依存しない均質な窓口サービスの提供を実現することを目的とする。

3 業務概要

- (1)業 務 名：北谷町窓口D X推進業務
- (2)業 務 内 容：北谷町窓口D X推進業務仕様書のとおり
- (3)履 行 期 間：契約締結日から令和9年2月26日まで
- (4)履 行 場 所：北谷町役場及び町が指定する場所
- (5)提案上限額：42,510千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約額を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 北谷町暴力団排除に関する条例（平成23年北谷町条例第11号）第2条第1号及び第2号の規定に該当しない者であり、かつ、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 北谷町の入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては、北谷町から指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。

- (7) 日本国内に事務所等を有する者であること。
- (8) 共同企業体として参加する場合は、次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - ア 共同企業体協定書（以下「協定書」という。）を締結し、構成員が共同で業務を遂行するとともに、協定書に定める事項を構成員相互で遵守すること。
 - イ 構成員の全てが上記(1)から(7)までの要件を満たし、かつ、代表となる幹事企業を定めていること。
 - ウ 本要項「7（1）提出書類」に記載する「ア」の書類については、共同企業体の名称で記載し、押印及び担当者欄は幹事企業が押印・記載すること。
 - エ 本プロポーザルにおいて、同時に複数の共同企業体の構成員となることはできない。
 - オ 単独で参加表明を行った者は、共同企業体の構成員となることはできない。

5 プロポーザルに係るスケジュール

スケジュールについては下記のとおりとする。ただし【予定】となっているものは、変更になる場合がある。

項目	期日または期間
募集期間	令和8年4月20日(月)～5月15日(金)
質問受付期間	令和8年4月20日(月)～4月24日(金)
質問回答日	令和8年4月28日(火) 【予定】
第1次審査(書類審査)	令和8年5月22日(金)
第2次審査(プレゼンテーション)の実施	令和8年5月29日(金)
審査結果通知	令和8年6月初旬 【予定】
契約	令和8年6月中 【予定】

6 公募書類

公募書類は、次のとおりとし、北谷町公式ホームページに掲載する。

- (1) 北谷町窓口DX推進業務公募型プロポーザル実施要項
- (2) 北谷町窓口DX推進業務仕様書
- (3) 参加表明書(第1号様式)
- (4) 暴力団または暴力団員等でないこと等に関する誓約書(第2号様式)
- (5) 会社概要書(第3号様式)
- (6) 受託業務実績書(第4号様式)
- (7) 共同企業体結成届出書(第5号様式)
- (8) 質問書(第6号様式)
- (9) 参加辞退届(第7号様式)

7 提出書類

(1) 参加表明書等

※提出書類は原則A4とすること。

提出書類	様式	部数
ア 参加表明書	第1号様式	1部
イ 暴力団または暴力団員等でないこと等に関する誓約書	第2号様式	1部
ウ 会社概要書 ※次の(ア)から(エ)を添付すること(写し可) (ア) 登記全部事項証明書 (イ) 国税及び地方税(都道府県税及び市町村税)に係る納税証明書 (ウ) 印鑑証明書 (エ) 直近2年分の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書等) ※上記(ア)から(ウ)については、参加表明書提出前3か月以内のものとする	第3号様式	1部
エ 受託業務実績書 ※過去10年間に地方公共団体から受託した同種業務実績を直近のものから最大5件まで記載	第4号様式	1部
オ 共同企業体結成届出書 ※共同企業体を構成する場合のみ ※共同企業体協定書(任意様式:写し可)及び、イ、ウ、エに掲げる書類を構成員全員分提出すること。	第5号様式	1部

(2) 企画提案書等

以下のア～エを順番に綴じて提出すること。

提出書類	様式、作成上の注意点等	部数
ア 提案書表紙	A4判で作成すること。	14部
イ 企画提案書	仕様書の要件を基にA4判30ページ以内で作成すること。 A3判を使用する場合は、横折込みとすること。ただし、A3判1枚につきA4判2ページと換算すること。	14部
ウ 工程表	A4判2ページ以内またはA3判1ページで作成すること。A3判を使用する場合は、横折込みとすること。各工程を具体的かつ詳細に記載すること。	14部
エ 見積書 (ア) 北谷町窓口DXシステム構築費 (イ) 運用保守費	本業務の提案上限額内の費用を見積もること。A4判であれば自社様式で可。ただし、以下の点に留意すること。 ・提案した内容にかかる経費は全て記載する。	14部

	<ul style="list-style-type: none"> ・項目ごとの内訳及び単価、工数等を記載する。 ・宛名は北谷町長宛とする。 ・値引き等の記載は行わない。 ・見積額が契約額とはならない。 ・（ア）と（イ）は用紙を分けて作成する。 ・（イ）は令和10年度までの費用を計上する。 	
--	--	--

(3) 企画提案書の作成に係る留意事項

企画提案書の作成にあたっては、以下の点に留意し作成すること。

ア 提案内容は、次の項目順で、仕様書に定めた内容を踏まえ提案すること。

項目	記載内容
(ア) 業務概要	仕様書の趣旨及び背景を踏まえ、事業の目的、目標等について記載すること。
(イ) 業務内容	仕様書に掲げる次の項目について、その事業内容及び実現方法を具体的に提案すること。 ① 事業運用体制 ② 構築実績 ③ 書かない窓口 ④ 手続き案内 ⑤ 他システム連携及びその他統計機能等 ⑥ 帳票要件 ⑦ システム環境要件 ⑧ 操作研修 ⑨ サービス運用・保守業務 ⑩ 追加提案

イ 記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。

ウ 専門用語、略語に関しては、初出の箇所にて定義または説明を記述すること。

エ ページ番号を記載すること。

オ フォントの種類については制限しないが、サイズは10ポイント以上で作成すること。

(4) 提出期限（募集期間最終日）

令和8年5月15日(金)午後5時

(5) 提出方法

持参または書留郵便による郵送とする。なお、持参による受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時を除く。郵送による受付時間は提出期限内の必着とする。

(6) 留意事項

ア 企画提案書等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法

に定める単位に限る。

イ 企画提案書等は、参加表明書提出者1者につき1提案のみ受け付ける。提出後の追加、差し替え及び再提出は認めない。

8 質問受付及び回答

本業務に関する質問は、電子メールによるものとする。

(1) 提出方法と書類

質問書(第6号様式)にて、担当者あて電子メールで提出すること。

(2) 受付期限

令和8年4月24日(金)午後3時

(3) 回答方法及び回答日

すべての質問をとりまとめ、一括してホームページで回答する。回答日は令和8年4月28日(火)を予定とする。

9 評価選定方法

本業務の審査選定にあたっては、北谷町窓口DX推進業務プロポーザル選定委員会(以下、「選定委員会」という。)を設置し、選定委員会において、提案内容を公正かつ厳正に審査し、最も優れた提案を行ったものを優先交渉権者として選定する。また次順位交渉権者も併せて選定する。

(1) 審査方法

審査は、1次審査(書類審査)および2次審査(プレゼンテーション審査)の二段階で行う。

ア 1次審査(書類審査)

提出された参加表明書および企画提案書等に基づき、選定委員会において書類審査を行う。なお、応募者が3者を超える場合は、書類審査による評価点の上位3者に絞り込み、1次審査通過者とする。1次審査の結果については電子メールにより通知する。

イ 2次審査(プレゼンテーション審査)

1次審査通過者を対象に、プレゼンテーション(デモンストレーションを含む)の内容について、評価審査項目毎に評価基準に照らして審査を行い、総合評価する。

ウ プレゼンテーション日程

令和8年5月29日(金)北谷町役場3階庁議室

※詳細な時間については電子メールにて別途通知する。

※悪天候等により、予備日を設定する場合もある。

エ プレゼンテーション実施方法

(ア) 1事業者につき、60分の持ち時間とする。(説明・デモ45分、質疑15分)

(イ) プレゼンテーション会場への出席者は3名以内とする。

(ウ) プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容に基づき行うこと。企画提案書以外の内容は評価の対象としない。デモンストレーションは、以下のシナリオを想定して行うこととする。なお、説明及びデモンストレーションの時間配分は指定しない。

《デモンストレーション用シナリオ》

以下世帯が北谷町へ転入することに伴い、以下の手続・案内を行うこと。
他システムとのデータ連携の動きについても説明すること。

(世帯情報)

世帯主：北谷 太郎
妻：北谷 花子
子：北谷 一郎

(必要手続・案内)

- ・ 転入届
- ・ 住民票発行
- ・ 印鑑登録申請
- ・ 世帯主所有の原動機付自転車登録手続
- ・ 国民健康保険の変更届
- ・ 児童手当申請手続
- ・ こども医療費助成金受給資格認定手続
- ・ 妻の身体障害者手帳関連手続
- ・ 転校手続き

(エ) プレゼンテーション当日は実際に本業務に携わる責任者及び実務担当者が必ず出席すること。オンラインの参加も可とするが、必要な機材等は参加者が用意すること。

(オ) プレゼンテーションの順番は提出書類の受付の降順とする。

オ 使用機材等について

プレゼンテーションの実施に当たり使用する機材等は全て参加者が用意すること。ただし、モニター、電源コードリールについては、本町で用意する物を使用して構わない。なお、事前に動作確認したい場合には連絡すること。

カ 評価審査項目

大項目	中項目	仕様書参照箇所
会社概要	業務運用体制	第1 6 (1)
	構築実績	第1 6 (2)
書かない窓口	申請情報入力	第2 1 (1)
	申請書作成	第2 1 (2)
	デモンストレーション	—
手続き案内	手続きガイダンス設定	第2 2 (1)
	手続き案内設定	第2 2 (2)
	申請書設定	第2 2 (3)
	デモンストレーション	—
他システム連携及び その他統計機能等	住基データ参照	第2 3
	住基データ提供	第2 3
	その他統計機能等	第2 3
帳票要件	作成・出力	第3
	カスタマイズ	第3

システム環境要件	全体構成	第4 1
	ハードウェア要件	第4 2
	ネットワーク要件	第4 3
	セキュリティ要件	第4 4
操作研修	操作研修	第1 6 (6)
サービス運用・保守業務	運用・保守業務	第5 1
	保守・問い合わせ対応	第5 2
	認証・管理体制	第5 3
追加提案等	追加提案	第6
スケジュール	実施スケジュール	第1 4
見積費用	事業費用	—
	運用保守費用	—

(2) 優先交渉権者等の選定及び結果通知

ア 優先交渉権者等の選定

評価点を最も高く獲得した者を優先交渉権者とし、次点の者を次順位交渉権者とする。ただし、最も高い点を獲得した者が2者以上ある場合は、選定委員会にて審議し、順位決定する。順位や採点結果、選定理由を含む選定委員会の内容は公表しない。なお、特定の評価項目において著しく低い評価があり、本業務の適切な遂行が困難であると選定委員会が判断した場合は、優先交渉権者等を選定しない場合がある。

イ 結果通知

審査結果は、文書にて通知する。

(3) 優先交渉権者との協議

審査結果において決定された優先交渉権者と、提出された企画提案書等を基に具体的な条件等の合意に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合や、優先交渉権者が失格要件に該当した場合は、優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と協議するものとする。

1.0 契約締結

優先交渉権者と、提出された企画提案書等を基に具体的な条件等の合意に至った場合は、契約の締結を行う。

1.1 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格のいずれかを満たさなくなった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (4) その他、本業務の遂行に相応しくないと認められた場合

1.2 留意事項

(1) 提出書類の取り扱い

提出された書類一式は、返却しないものとする。

(2) 参加に係る費用の負担

本公募への参加、資料の作成、提出に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

ア 参加表明書提出後、都合により辞退する者は参加辞退届(第7号様式)を提出すること。

イ 本要項に定めのない事項については、選定委員会において協議し、決定するものとする。

1.3 問い合わせ及び書類の提出先

〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号

北谷町 総務部情報政策課 担当：仲地

電話：098-936-4201

Eメール：jyouhouseisakuka@chatan.jp